## みんなでつくる

## 地区防災計画

## 【地区防災計画の作成例】



災害のための準備と災害時の行動をみんなで作りましょう。

#### 【はじめに】

#### 1 「地区防災計画」とは

災害から身を守るためには、「公助」による取り組みと連携し、自分の身は自分で守る 「自助」や、地域で助け合う「共助」による取り組みを進めることが大切です。

平成25年の災害対策基本法の改正により、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されました。

「地区防災計画」とは、自分たちの地域の人命や財産を守るため、平常時における準備や災害時における自発的な防災活動について、自分たちで計画するものです。

#### 2 制度の背景

#### (1) 自助・共助の重要性

東日本大震災では、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が、避難誘導等において重要な役割を果たしました。

今後、発生が懸念される首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、自助・共助の役割の重要性が高まっています。

#### (2) 地区防災計画による地域防災力の向上

地域コミュニティごとに効果的な防災活動が実施できるように、地区の特性を踏まえた実践的な計画作成を行い、地域防災力を向上させることが重要です。

#### 3 計画作成の基本的な考え方

#### (1) 地域コミュニティ主体の計画

地域居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であることから、地区の皆様で考え、話し合いながら自由に作成してください。

\*この手引きは、地区防災計画作成の手がかりとなるように、市が作成した作成例です。必ずしも作成例のとおりに計画する必要はありませんので、自由な様式で作成してください。

#### (2) 地区の特性に応じた計画

地区の特性を把握し、地区における過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討を行い、計画に盛り込むことが重要です。

#### (3)継続的に地域防災力を向上させる計画

単に計画を作成するだけでなく、計画に基づく防災活動を実践し、その活動が形骸 化しないように見直しを行い、継続することが重要です。

#### (4) 市との連携(桐牛市地域防災計画への掲載)

桐生市防災会議に対し、作成した地区防災計画を桐生市地域防災計画に掲載するように提案することができます。

防災会議の審査結果に基づき、地域防災計画に規定することになれば、地域防災計画と地区防災計画に基づく防災活動が連携して行われ、地区の防災力の向上に繋がります。

## 作成例

## 〇〇自治会

## 地区防災計画

# 〇〇年〇〇月〇〇自主防災会

## ポイント



- 計画の名称が「地区防災計画」である必要はありません。(例)○○自主防災計画、○○町会防災計画など
- すでに自主的な防災計画がある場合は、その計画が現在の地区の状況や想定される災害に合っているかどうか改めて見直しを行いましょう。

#### 〈作成例の目次〉

- 1 基本方針
- 2 地区の概要
- (1)地区の範囲
- (2)地区の特性
- (3) 想定される災害リスクとその対策 (4) 備蓄食料リスト
- (4)【参考】過去の災害
- 3 地区の防災活動
- (1) 防災活動編成表
- (2) 班編成名簿
- (3) 避難所運営委員会 組織図名簿 (2) 住民がとるべき行動
- (5)災害時における防災活動

- 4 防災関係施設・防災資機材リスト
- (1) 指定緊急避難場所
- (2) 関係機関・施設の連絡先
- (3) 保有防災資機材リスト
- 5 地区防災マップ
  - 6 大雨・台風における対応
  - 7 地震における対応
  - (1) 〇〇自治会の行動
- (4) 平常時における防災活動等 8 家庭における非常時の持ち出し品など

#### 1 基本方針(目的)

例)

東日本大震災をはじめとする、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に地域や市民自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このことから、〇〇自治会地区防災計画は、「災害を共助で乗り越える。」を基本 方針として平常時及び災害時における地域防災力の向上に努めるものとする。

## ポイント

- 災害に対してどのような方針で対応していくかを記載します。
- 活動目標などを記載することで、より具体的な計画になります。

例)平常時の目標・・・地区の危険箇所(土砂、水害)を地区住民に周知する。 各家庭で備蓄を行ってもらう。

家具の転倒防止をお願いする。

災害発生時・・・危険箇所の要配慮者の避難誘導を迅速に行う。 ご近所に声を掛け合い、協力しながら災害に対応する。

#### 2 地区の概要

(1)地区の範囲 の町の丁目~の丁目

#### (2) 地区の特性

- ア人口約○○人(○年○月○日現在)
- イ 世帯数 約○○世帯(○年○月○日現在)
- ウ 高齢化が進んでいる。
- エ 土砂災害警戒区域に指定されている地区がある。
- オ 木造住宅が密集している地域がある。
- カ ハザードマップ上、OO地区が浸水想定区域となっている。

#### (3) 想定される災害リスクとその対策

想定される災害リスク	対策	
土砂災害の危険がある。	・早期避難を心がける。	
	• 避難場所を確認しておく。	
木造住宅が密集している地域があり、火災	・住宅用火災警報器を設置する。	
が発生した場合に延焼拡大の危険がある。	• 初期消火訓練を実施する。	
水害時に浸水の危険がある。	・早期避難を心がける。	
	• 避難場所を確認しておく。	

#### (4)【参考】過去の災害

災害名称 • 災害発生年月日等	災害による被害状況や当時の状況等
昭和〇年〇月	台風により、〇〇山の一部が崩れ、道路が塞がれた。
平成〇年〇月	地震により、多くの住宅の瓦等が落ちるなど被害を受けた。

### ポイント



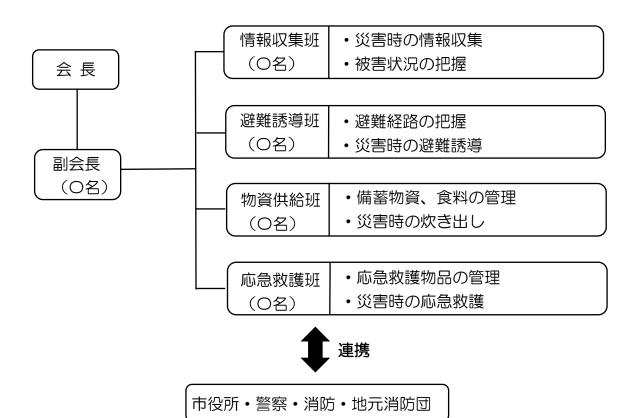
- 地区の範囲は、町内会単位、区単位など自由に設定してください。
- 地区の自然特性(地形など)や社会特性(高齢化や人口など)を踏まえて、 想定される災害リスクとその対策を記載し、共有することが重要です。

#### 3 地区の防災活動

#### (1) 防災活動編成表

次のとおり班編成を行う。

災害時には、〇〇集会所に対策本部を設置し、会長の指揮により防災活動を実施する。



#### (2) 班編成名簿

役職	氏 名	電話番号	班構成員
会 長			
副会長			
情報収集班長			
避難誘導班長			
物資供給班長			
応急救護班長			

(3)避難所運営委員会 組織図名簿 別紙として組織図名簿を添付する。

## ポイント



- 実情にあった無理のない防災活動体制を構築してください。
- 災害時に適切な行動がとれるように、各班の役割等を明確にすることが重要です。
- 避難所運営委員会の活動について、市と連携した避難所運営ができるように役割等を平時から確認しておくことが重要です。

#### (4) 平常時における防災活動等

ア 〇〇自治会として取り組むこと

項目	具体的内容	実施時期
防災訓練	災害時にあわてずに行動できるように、各種訓練を計画する。 (消火訓練、救急講習、炊き出し訓練など)	O月
地区の安全点検	地区の危険箇所を把握する。	
災害時要配慮者の 支援体制の整備	地区の要配慮者の実態把握を行う。 避難誘導方法を確認する。	O月
防災資機材の点検	防災資機材の点検及び取扱方法を確認する。	O月
備蓄物資の点検	備蓄物資の在庫管理を行う。	O月
避難所運営訓練	避難所運営訓練を実施する。	O月

## ポイント



- 年度末に検証を行い、次年度に向けて計画内容を見直すことも重要です。
- 地区の皆様が参加できるような計画にしましょう。

#### イ 各家庭で取り組むこと

項目	具体的内容	
非常用物資等の備蓄	食料や日用品など、最低でも3日分の備蓄を行う。 (水、食料、生活用品など)	
洪水ハザードマップ の確認	浸水想定区域を把握する。	
避難所の確認	避難所の位置、適応災害種別を確認する。 避難所までの経路を確認する。(危険な場所などがないか。)	
安否確認方法の 確認	緊急時の集合場所を決めておく。	
家具の転倒防止 家具の配置換え	転倒防止金具の取り付けによる転倒防止措置を行う。 出入口をふさがない位置などに配置換えを行う。	

#### (5) 災害時における防災活動

活動名	担当	活動内容
対策本部の設置	会長・副会長	対策本部を設置する。(〇〇集会所) 各班リーダーを招集する。
情報収集	情報収集班	災害情報、気象情報を収集する。 被害状況を確認する。
安否確認 避難誘導	避難誘導班	要配慮者の安否確認、避難誘導を行う。
応急救護	心急救護班	負傷者の応急処置を行う。
物資供給	物資供給班	備蓄物資等を配布する。
避難所運営	避難所運営委員会	避難所の運営を行う。

#### 4 防災関係施設・防災資機材リスト

#### (1) 指定緊急避難場所

施設名•場所名	住 所	自主避難所	指定避難所	適応災害種別
〇〇小学校	〇町〇丁目〇-〇	0	0	洪 内 土
〇〇公民館	〇町〇丁目〇-〇	×	×	洪 内

#### ◎避難場所の種別について

- ・指定緊急避難場所・・・災害が差し迫った状況や発災時に、緊急的に避難し、身の安全を確保することができる施設や場所
- ・指定避難所・・・円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間滞在することができる施設
- ・自主避難所・・・指定避難所とは異なり、台風や長雨などにより自主的に避難を希望 する方を対象に常時開設している施設

#### ◎適応災害種別について

・・・洪水時利用可能(ただし、下の階が浸水するところもあります。)

内・・・内水氾濫時利用可能(ただし、下の階が浸水するところもあります。)

土 ・・・土砂災害時利用可能(ただし、周辺で土砂災害が起こるところもあります。)

#### ポイント



- 避難場所の「災害適応種別」を明確にしておくことが重要です。
- 避難場所について、「自主避難所」・「指定避難所」の区別を明確にしておくことが重要です。

#### (2) 関係機関・施設の連絡先

類別	施設名	住 所	電話番号
市町村	〇〇公民館	〇町〇丁目〇-〇	Tel 00-0000
医療機関	〇〇医院	〇町〇丁目〇-〇	Tel 00-0000
消防署	〇〇消防署	〇町〇丁目〇-〇	Tel 00-0000
警察	〇〇警察署	〇町〇丁目〇-〇	Tel 00-0000

#### (3) 保有防災資機材リスト

物品	数量	保管場所	定期点検実施日
ヘルメット	〇個	〇〇集会所	毎年〇月
ブルーシート	〇枚	〇〇集会所	毎年〇月
発電機	O台	〇〇集会所	毎年〇月

#### (4) 備蓄食料リスト

物品	数量	保管場所	消費期限
アルファ化米	〇個	〇〇集会所	〇年〇月〇日まで
乾パン	〇個	〇〇集会所	〇年〇月〇日まで
水	〇リットル	〇〇集会所	〇年〇月〇日まで

## ポイント



- 地域の実情や防災活動に応じてどのような資機材を備えるべきか検討することが 重要です。
- 年に 1 回は備蓄物資や食料の保管状況の確認をしましょう。

#### 5 地区防災マップ

地区にある危険箇所などを記載した防災マップを添付

## ポイント



- 土砂災害の危険区域や浸水区域など、地区にある危険箇所を地図に記載しましょう。
- 地区の皆さんで情報を共有しましょう。

#### 6 大雨・台風における対応

1				
警 戒 レベル	防災気象情報 (一例)	市が発令する 避難情報など	〇〇防災会の行動	住民がとるべき行動
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	• 命を守る最善の行動を	きとる
4	土砂災害警戒 情報 氾濫危険情報	避難指示	<ul><li>・危険な場所から避難</li><li>・避難所の運営</li></ul>	・危険な場所から避難 (周囲に声を掛け合い 避難する。)
3	大雨警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	<ul><li>災害対策本部を設置 (〇〇集会所)</li><li>要配慮者の避難支援</li><li>情報収集</li></ul>	・危険な場所から、高 齢者等は避難 (他の住民は避難準備)
2	大雨注意報 氾濫注意情報		<ul><li>各班リーダーは招集 に備える</li><li>気象情報等の情報 収集</li></ul>	<ul><li>避難場所の確認</li><li>気象情報等の情報 収集</li></ul>
1	早期注意情報		<ul><li>テレビや防災ラジオ等</li><li>災害への心構えを高め</li></ul>	

- \*住民の避難行動は、居住地の地形、住宅構造、家族構成等の違いに応じて、各個人で異なることに注意が必要。
- \*警戒レベル 1~5については、必ずしも順番に全て発表されるものではないことに注意が必要。
- (急激な気象状況の変化により警戒レベル3の情報が発令されず、警戒レベル4の情報が発令されることもある。)
- \*市が発令する避難情報は、市が総合的に判断するものであることから、警戒レベル3に相当する防災気象情報が発令されたとしても、「高齢者等避難」が発令されないこともある。

#### ポイント

「いつ」「誰が」「何をするか」をあらかじめ、時系列で整理をすることで、 とるべき行動が分かりやすくなります。

#### 7 地震における対応

- (1) 〇〇自治会の行動
  - ア 災害対策本部を設置する。(〇〇集会所)
  - イ 要配慮者の安否確認、避難誘導を行う。
  - ウ 負傷者等への応急措置を行う。
  - エ 備蓄物資等を配布する。
  - オ 避難所の運営を行う。
  - カ 被害状況などの情報収集を行う。
- (2) 住民がとるべき行動
  - ア 身の安全を確保する。
  - イ 揺れがおさまったら、火元を確認する。
  - ウ 避難のための出口を確保する。
  - エ 声かけによる安否確認をする。
  - オ 必要に応じて避難所へ避難する。(避難する際は、電気のブレーカーを切る。)
- 8 家庭における非常時の持ち出し品など

(例)

貴重品	口 笛、ブザー
□ 現金	□ 使い捨てカイロ
□ 予備の眼鏡、コンタクトレンズ	ロ マスク
□ 健康保険証	□ 軍手
口 身分証明証	ロ ライター
□印鑑	□ 応急処置セット
□ 携帯電話(充電バッテリー)	その他
食料	□ 生理用品
□ 非常食	□ 紙おむつ
□水	□ 着替え
便利品	
ロ 防災ヘルメット	
□ 懐中電灯	

#### 【おわりに】

計画を作成した後は・・・

「災害は忘れた頃にやってくる。」という警句がありますが、近年は忘れる間もなく 日本各地で大規模な災害が発生しています。

計画作成後は、日ごろから災害に備えるために、地区の皆様に計画の内容を説明する機会を設け、計画に基づく防災活動を継続して実施しましょう。

また、計画については適宜見直しを行い、計画が形骸化することがないよう努めることが重要です。

お問合せ先

桐生市織姫町1番1号

桐生市役所 本館 3 階 防災・危機管理課

電話 (0277) 46-1111 (内線 415)

FAX (0277) 43-1001

E-mail bosai@city.kiryu.lg.jp